

2024年10月

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

# 事務所便り

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

連絡先：〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 1-12-2

電話：03-5357-1572

e-mail：info@officetsumugu.com

## 「令和6年版 労働経済の分析」が公表されました

厚生労働省から「令和6年版 労働経済の分析」が公表されました。

今回の白書では、「人手不足への対応」をテーマとして分析が行われました。第Ⅰ部では、2023年の雇用情勢や賃金、経済等の動きをまとめています。また、第Ⅱ部では、我が国の人手不足の動向やその背景を分析し、人手不足への対応に向けた方向性等を示しています。

白書の主なポイントは次のとおりです。

### ◆2023年の労働経済の推移と特徴

- ・我が国の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中で、改善の動きがみられた。正規雇用労働者は女性を中心に9年連続で増加。人手不足感は、新型コロナウイルス感染症の拡大前よりも強まった。
- ・現金給与総額は3年連続で増加。民間主要企業の賃上げ率は3.60%、2年連続で前年を上回る。物価上昇により実質賃金は減少。

### ◆2010年代以降の人手不足の現状

- ・産業・職業別に労働力の不足度合い（労働力需給ギャップ）をみると、2017年以降、総じて労働力供給が労働力需要を下回り、2023年には、人手不足が相当に広い範囲の産業・職業で生じている。
- ・労働移動について、中小企業から大企業への移動は増加傾向。我が国では、欠員率に対する賃金上昇率の感応度が高く、人手不足は賃金を引き上げる効果がある可能性。

### ◆人手不足への対応

- ・介護分野、小売・サービス分野においては、人手不足緩和に向け、離職率を低下させることが重要。人手不足緩和に効果的な取組みを分析すると、総じて、賃金や労働時間だけでなく、職員の負担を軽減するような機器の導入、相談体制や研修、給与制度の整備等、労働環境・労働条件の改善が重要。

○介護分野：介護事業所の標準的な水準以上の賃金の確保、相談支援の整備、定期的な賞与の支給、ICT機器等の導入等

○小売・サービス分野：少なくとも月20万円以上の月額賃金の確保、研修や労働環境の整備、給与制度等の労働条件の整備等

【厚生労働省「令和6年版 労働経済の分析」を公表します】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_43038.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43038.html)

## 「令和6年版厚生労働白書」が公表されました

厚生労働省は、「令和6年版厚生労働白書」を公表しました。

第1部は「こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に」をテーマとし、こころの健康を損ねる背景にある「ストレス要因」に着目し、幼年期から老年期までに至るライフステージに沿って、現代社会のストレスの多様さについて考察した上で、こころの健康に関する対策や支援の現状および今後の方向性を提示しています。

第2部では「現下の政策課題への対応」として、子育て、雇用、年金、医療・介護など、厚生労働行政の各分野について、最近の施策の動きをまとめています。

こころの健康について、厚生労働白書で大々的に取り上げられるのは、今回が初めてのことです。

### ◆第1部 こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に

「こころの健康」と「こころの不調」について

1. 社会保障を取り巻く環境と人々の意識の変化
2. こころの健康に関する取組みの現状
3. こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に

### ◆第2部 現下の政策課題への対応

特集 令和6年能登半島地震への厚生労働省の対応について

1. 働き方改革の推進などを通じた労働環境の整備など
2. 女性、若者、高齢者等の多様な働き手の参画
3. 自立した生活の実現と暮らしの安心確保
4. 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立
5. 医療関連イノベーションの推進
6. 国民が安心できる持続可能な医療・介護の実現
7. 健康で安全な生活の確保
8. 障害者支援の総合的な推進
9. 国際社会への貢献
10. 行政体制の整備・情報政策の推進

老若男女を問わず、メンタルヘルス不調を抱える社会となってきています。社内環境や社員のライフステージの変化に気を配り、安心して働き続けられる職場づくりをしていきましょう。

【厚生労働省「令和6年版厚生労働白書」を公表します】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_42715.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42715.html)

## 助成金を活用してみませんか？ ～事業主のための雇用関係助成金

### ◆助成金をご存じですか？

雇用関係助成金とは、厚生労働省が提供する人材の雇用に関わる助成金です。

労働者の雇用環境を安定させ、雇用の拡大を図るための政策の一環として設けられており、雇用機会の拡大や障害者雇用、労働者の能力開発といった目的を果たした事業者に対し助成金を支給しています。

### ◆様々な助成金

雇用関係助成金には様々な種類のものがあります。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ○新たに労働者を雇い入れる     | ➔ 特定求職者雇用開発助成金、他                                    |
| ○労働条件の改善を図る       | ➔ 働き方改革推進支援助成金、他                                    |
| ○労働者の雇用環境の整備を図る   | ➔ キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金、<br>65歳超雇用推進助成金、障害者介助等助成金、他 |
| ○仕事と家庭の両立支援等に取り組む | ➔ 両立支援等助成金、他  |
| ○労働者の職業能力の向上を図る   | ➔ 人材開発支援助成金、他                                       |

### 【厚生労働省「雇用関係助成金検索ツール」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html)

要件に当てはまれば各種助成金の支給を受けられる会社様も多いかと思われます。しかし、助成金は上記のように種類も多いうえ、申請書類作成、添付書類が多く複雑であるため、決断がつかず、実行をためらう会社様もまた、多いかと思われます。

“申請できそうな助成金はあるのだろうか？”、“そもそも申請できるのだろうか？”、“申請要件が難しくて分からないし、実務も複雑で大変そう…”

各々の会社様のお悩みに沿った助成金の制度の有無をお調べし、受給の可能性を検討したうえで各種手続の代行、申請のサポートをいたします。

ご興味ございましたらお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

## 10月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞【公共職業安定所】

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第3期分＞【郵便局または銀行】
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、7月～9月分＞【労働基準監督署】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険料の納付＜延納第2期分＞【郵便局または銀行】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞  
【公共職業安定所】

### 【当事務所よりひとこと】

早いもので10月になりました。

今年は本当に暑い夏でした。ようやく秋らしい空気を感じることができるようになってきたように思います。

10月の事務所だよりをお届けします。「令和6年版 労働経済の分析について」、「令和6年版厚生労働白書について」、「助成金について」です。お読みいただけますと幸いです。

\*\*\*\*\*

2024年10月から社会保険の適用範囲の拡大により対象企業の範囲が広がるため、新たにパート・アルバイトの方が社会保険に加入するケースが増えます。事業所様は各々適用拡大の要件の確認、そして対象となる従業員様の要件について確認していただく必要があります。ご不明な点等がございましたらお気軽にお問い合わせください。

皆さまのお役に立つことができますよう尽力してまいります。

引き続き今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。